

**住所異動の届はお済みですか**

春は引越しの季節です。住所を変えるときには、届出が必要です。次のものを添えて、役場窓口へ届け出てください。それ以外にも市町村から発行を受けている証書などがあれば、お持ちください。なお、届出には届出人の認印および本人確認のための運転免許証、または健康保険証などが必要です。本人または本人と同一世帯以外の方が届出をする場合には、委任状が必要になります。

**◆転出**

黒潮町から他の市町村に住所を移すときは、引越するまでに届出をしてください。

**【届出に必要なもの】**

- ・ 転出予定日
- ・ 転出先の住所
- ※次のものをお持ちの方は、それ  
も忘れずにお持ちください。
- ・ 印鑑登録証
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ マイナンバーカード

**◆転入**

他の市町村から黒潮町に住所を移すときは、住み始めてから14日以内に届出をしてください。

**【届出に必要なもの】**

- ・ 前住所地の市役所（町村役場）が発行した転出証明書
- ・ マイナンバーカードを使用した特例転入の場合は、転出証明書が省略されますので、マイナンバーカードと暗証番号がわかるようにしてください。
- ※次のものをお持ちの方は、それ  
も忘れずにお持ちください
- ・ 介護保険受給資格証明書
- ・ 障害者手帳
- ・ マイナンバーカード

**◆転居**

町内で住所を移すときは、引越ししてから14日以内に届出をしてください。

- ※次のものをお持ちの方は、それ  
も忘れずにお持ちください。
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 障害者手帳
- ・ マイナンバーカード
- お問い合わせ
- 本庁住民課住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

**固定資産縦覧帳簿の縦覧ができます**

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自己の土地・家屋の価格（評価額）について、町内の他の土地・家屋と比較することができます。

**◆固定資産縦覧帳簿記載内容**

- 土地について
- 住所・地番・地目・地積・評価額（所有者の記載はなし）
- 家屋について
- 住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・建築年（所有者の記載はなし）

**◆縦覧目的**

他の土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

**◆縦覧対象者**

町内に所在する土地および家屋の納税者（代理人を含む）

**◆縦覧期間**

4月1日（金）～5月31日（火）  
※土・日、祝日は縦覧できません。  
同時に課税台帳の閲覧もできます。

**◆閲覧対象者**

- ・ 納税者本人
- ・ 借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方（契約書など権利関係を示す書面が必要）

**◆縦覧・閲覧の時に必要なもの**

- ・ 納税者本人／本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）
- ・ 代理人／代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードや運転免許証など）と委任状（依頼者の署名もしくは記名・押印のあるもの）

**令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例があります**

価格が上昇した土地であっても、税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15カ月を経過する日までの間でも審査申出ができます。

○お問い合わせ・縦覧場所

☎ 4312816

佐賀支所地域住民課総合窓口第1係

☎ 5513113